

北陸銀行ポータルアプリご利用規定 新旧対照表

	改定前	改定後
第 1 条 サービスの内容	3. 本サービスでは以下のサービスを利用することができます。（今後追加される可能性があります） 1) 資金移動（振込・振替）、税金・各種料金払込サービス 2) 取引照会サービス 3) ワンタイムパスワードサービス 4) ほくぎんダイレクト A への自動ログインサービス 5) 位置情報を利用した情報配信サービス 6) 北陸銀行の各種 Web サイトへのリンク 7) 北陸銀行の普通預金口座開設申込 8) カードローンサービス 9) 住所変更・名義変更・電話番号変更申込サービス 10) キャッシュカード利用停止・再開サービス 11) ほくぎんデビット・北陸カード（クレジット）申込サービス 12) 投資信託口座・N I S A 口座申込サービス 13) 喪失・発見・再発行申込サービス 14) 口座解約サービス 15) 限度額変更サービス 16) ロック解除サービス 17) スマホ ATM サービス 18) 家族口座照会サービス	3. 本サービスでは以下のサービスを利用することができます。（今後追加される可能性があります） 1) 資金移動（振込・振替）、税金・各種料金払込サービス 2) 取引照会サービス 3) ワンタイムパスワードサービス 4) ほくぎんダイレクト A への自動ログインサービス 5) 位置情報を利用した情報配信サービス 6) 北陸銀行の各種 Web サイトへのリンク 7) 北陸銀行の普通預金口座開設申込 8) カードローンサービス 9) 住所変更・名義変更・電話番号変更申込サービス 10) キャッシュカード利用停止・再開サービス 11) ほくぎんデビット・北陸カード（クレジット）申込サービス 12) 投資信託口座・N I S A 口座申込サービス 13) 喪失・発見・再発行申込サービス 14) 口座解約サービス 15) 限度額変更サービス 16) ロック解除サービス 17) スマホ ATM サービス 18) 家族口座照会サービス 19) 子ども口座開設サービス
第 35 条 子ども口座開設サービス	（新設）	1. 本サービスからお客さまのお子さまの口座開設をお申込みいただけるサービスです。 2. 本サービスにて開設される口座は「アプリからの口座開設に係る特約」に規定する条項が適用されるものとします。

		3. 本サービスの利用対象者は、当行条件を満たし、かつ当行が適当と認めた、日本国内居住の個人のお客さまに限りです。ただし、お客さまのお取引状況によってはご利用いただけない場合がございます。また、これによって生じた損害については、当行の責めがある場合を除き当行は責任を負いません。
--	--	---

北陸銀行ポータルアプリ ことら税公金サービス特約 新旧対照表

	改定前	改定後
第2条.（ことら税公金サービス）	ことら税公金サービスとは、利用者の端末機（高機能携帯端末と呼ばれるインターネットに接続および閲覧可能な当行所定のOSおよびブラウザを備えた端末（スマートフォンおよびタブレット端末等）を含みます。）にインストールされたアプリを利用して、利用者から特定徴収金（地方税法に規定する特定徴収金をいいます。以下同じです。）の 収納 または 収納 の委託（以下「 収納委託 」といいます。）を受け、利用者の指定する預金口座から引き落とした納付資金を地方税共同機構（以下「機構」といいます。）に対して納付または納入するサービスをいいます。	ことら税公金サービスとは、利用者の端末機（高機能携帯端末と呼ばれるインターネットに接続および閲覧可能な当行所定のOSおよびブラウザを備えた端末（スマートフォンおよびタブレット端末等）を含みます。）にインストールされたアプリを利用して、利用者から特定徴収金（地方税法に規定する特定徴収金をいいます。以下同じです。） 及び特定歳入等（地方自治法に規定する特定歳入等をいいます。） の 納付 または 納付 の委託（以下「 納付委託 」といいます。）を受け、利用者の指定する預金口座から引き落とした納付資金を地方税共同機構（以下「機構」といいます。）に対して納付または納入するサービスをいいます。
第7条.（取引内容の照会等）	特定徴収金 の納付情報の内容や納入手続の結果その他特定徴収金の納入等に関する照会については、納付先である地方団体に直接お問い合わせください。	納付情報の内容や納入手続の結果その他特定徴収金の納入等に関する照会については、納付先である地方団体に直接お問い合わせください。